

日本の伝統的国体法と神道

小 森 義 峯

目 次

- 一 国体法の概念
- 二 日本の伝統的国体法の特質
- 三 神道の本質
- 四 比較宗教的立場から見た神道の特質
- 五 伝統的国体法と祭政一致

一、国体法の概念

憲法は、国家の根幹法、つまり、木にたとえると根や幹に相当するものであるが、木が根と幹の二つの部分に分けることができるよう、憲法も、さらに、国家の根法たる「国体法」と国家の幹法たる「政体法」の二つの構成部分に分けることができる。

国体法とは、国家の根法、いいかえれば、国家存立の基盤に関する法であり、立国の大本に関する法であり、別言

すれば、憲法の根底をなす法である。これに対して、政体法とは、国体法の上に定立された国家の基本的統治組織や国家活動の基本原則や国民の基本的権利義務に関する法をいう。

日本では、憲法学の鼻祖といわれる穂積八束博士以来、憲法学上、「国体」と「政体」の区別や概念は、少なくとも戦前には広く用いられていた。しかし、「国体法」「政体法」の用語並びに概念を憲法学上初めて用いた学者は、上杉慎吉博士である。

上杉博士は、その著『(新稿) 憲法述義』(大正一三年) の中で、「国体法ハ國家構成ノ根本法ナリ、国体法ナケレハ統治權モナク、國家モ亦存立セス、政体法ハ統治權行動ノ方法組織ノ法ニシテ、國家其ノ者ノ存立トハ相関セス、國家アルノ基礎ノ上ニ定メラルルノ法ナリ、統治權アリテ、之ヲ行フノ方法組織ヲ定ムルノミ、国体法ナケレハ、政体法ナシ、政体法ハ国体法ヲ基礎トシテ存ス、如何ナル國家ニ於テモ国体法ナキハナシ」(一六五頁) と説いている。「国体法」の概念を用いる学者としては、他に筧克彦、里見岸雄の諸博士を挙げができる。

なお、国体法の概念に関する詳論は、拙稿「国体法の概念と国体法事項」(拙著『天皇と憲法』昭和六〇年・一三〇頁以下に所収) にゆずる。

二、日本の伝統的国体法の特質

国体法という観点から日本の憲法史を眺めると、日本では、建国以来、歴史を通じ一貫して変わらない国体法の姿があつた。ここでは、それを「日本の伝統的国体法」と呼ぶこととする。但し、この日本の伝統的国体法も、現行「日

本国憲法」の下では、若干の齟齬を生じてはいるが、本稿では、この点については論じない。

さて、日本の伝統的国体法の特質は、次の三点に要約できるよう思う。

(一) 皇祖天照大神と、血統的には勿論、靈的にもつながる「万世一系の天皇」が、対外的には日本の元首であり、
対内的には統治権の総攬者であらせられること。いいかえれば、天皇は、日本国の統治組織の最高の権威（権力では
ない）の座に君臨せられること。しかも、天皇のこの地位は、神意（宝祚無窮の神勅）によるものであるから、万世
にわたって侵すべからざるものである、という日本民族の確信に基づくこと。

(二) 国家存立の精神的乃至宗教的基盤として、神道が存在していること。いいかえれば、（元首かつ統治権の総
攬者たる）天皇によってなされる政治は、その根本において、天神地祇に対する祭事と直結し、天皇は、統治大権と
共に、祭祀大権をも有し給い、いわゆる祭政一致の体制が、立国の大本において確立されていること。

(三) 天皇による統治権総攬の手段は、王道主義的であること。いいかえれば、歴代の天皇は、皇祖天照大神の大
御心をその御心として、仁の精神に基づき、法と権力とによって、更にはまた、專
制的ないし独裁的な方法によつてではなくて、萬民の翼賛による民主主義的な方法によつて統治権を総攬し給うこと。
以上の三点を一言で蔽えれば、日本の伝統的国体法の特質は、神道と王道の二大支柱に支えられた万世一系の天皇制
である、ということができる。⁽¹⁾

大日本帝国憲法の第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、第二条「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ
皇男子孫之ヲ繼承ス」、第三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」、第四条前段「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬
シ」等の諸規定は、建国以来連綿と伝持されてきた不文の国体法の成文化されたものであったのであり、就中、帝国

憲法の第一条こそが、実に日本の伝統的国体法に関する核心的規定であつた、と言うことができる。

三、神道の本質

神道とは何か。試みに、新村出編『広辞苑』（昭和五一年・一一五九頁）の「神道」に関する説明を見ると、次のように記されている。

「わが国固有の民族信仰。天照大神への尊崇を中心とする。古来の民間信仰が、外来思想である仏教・儒教の影響を受けつつ成立し理論化されたもの。平安時代には神仏習合・本地垂迹があらわれ、両部神道・山王一実神道が成立、中世には伊勢神道・吉田神道などが起り、江戸時代には垂加神道・吉川神道などが流行した。明治以後は教派神道（神道十三派）と神社神道とに分れ、後者は敗戦まで政府の大きな保護をうけた。かんながらの道。」

神道は、このように教理的にも歴史的にも種々の問題を包含してはいるが、ここでは、対象を神社神道に限定して、私なりに次のような定義を下しておく。

神道とは、日本古来の、したがつて、固有の精神文化であつて、その内容は、神を尊崇することにより、神意に適合して、現実の生活を豊かならしめようとする生活原理である。⁽²⁾

日本には、六世紀初葉までに百濟くだらを通して儒教・仏教・道教などの外来文化が伝えられ、西暦六〇〇年に最初の遣隋使が派遣されて以後は中国との直接交流も盛んになった。西暦六四五年には「大化の革新」が断行され、その後、中国の法制に倣つて律令制度も整備された。しかし、神道は、日本人が、儒教・仏教・道教などの外来の精神文化、

さらには律令制度などの外来の法制に接する以前から、古く日本人の間に行われてきた精神文化であり、生活原理である。

神道は、また、現実の生活を豊かならしめようとする生活原理である。神道において、神を尊崇し、神に祈願するのは、来世に「極楽」または「天国」を求める、或いは単に「魂の救済」や「安心立命」を求めるがためではなくて、現実のこの人生を豊かに生きんがためである。かくて、人は神の前に五穀の豊饒^{じょうじょう}を祈願し、或いはその収穫を感謝し、結婚に際しては新郎・新婦の幸福な人生の門出を祈り、またわが子の健やかな成長を願つては「七五三のお参り」をする。入学祈願、新年の初詣で、地鎮祭、起工式、進水式等々、神道による神事（お祭り）は、すべて人事と直結している。

神道では、「むすび（産靈）」が尊重され、この「むすび」を司る神としての「高皇產靈神」と「神皇產靈神」の二神が殊の外尊崇されるが、「むすび」とは、万物を生み出すことであつて、万物の生成発展の根源であり、生命の源泉をいう。また、神道では、「中今」^{なかいま}の思想も強調されるが、「中今」とは、過去から未来へとつながつて行く「現在」に最高の価値を見出し、最善の努力を傾けようとする神道的世界觀の表現である。このように、「むすび」や「中今」が強調されるところにも、神道が、偉大な現世肯定の教えであり、宗教というよりも、生活原理と呼ぶにふさわしい内容を有している、ということができる。

しかし、神道の本質は、何といつても、その独特の神の観念にある。

神道における神は、天地を創造し、万物を主宰する全知全能の絶対者としての「ゴッド」ではない。神道における神は、人間を含めて、宇宙のすべての生物・無生物の中に宿る神靈または神性としての神である。神道によれば、人

間はすべて神靈または神性を有するが故に、すべての人間が神である。つまり、「現人神」である。しかし、神靈は、唯に人間のみならず、山にも、川にも、野にも、海にも、石にも、木にも、森にも、動物にも、植物にも、鉱物にも、昆虫にも、細菌にも、空気にも、水にも、宇宙のありとあらゆる物の中にあまねく宿る。神道によれば、神は数限りなく存在するから「八百万の神々」^(やおよろず)と称される。

されば、メーリンも、「神道という言は（中略）元の名は神ながらである。（中略）神ながらというのは『すべて在るものは神なり』を意味している。（中略）神道における神靈は、神学で言う全能の神を意味しない。神道における神靈は選択の自由を以つて、自己創造的發展を求めつつある宇宙のすべての様相を言う。したがつて神靈は、正道のみでなく、邪道も辿り得る。自己の終局の進歩のために自己を犠牲にしてしまうこともあり得るのである。しかし、その結果が善かれ惡かれ、神は常に神であり、神靈は決してその神性を失うことがない」⁽³⁾と説いている。

また、エルベルも、「神道の特徴は、神（カミ）と人と自然とが実際に同じ親から生まれた同胞であるという根本的な確信である。神典によれば、いくつかの段階（別天神、神世七代）を経て、天地の創造が固定態の段階となると、イザナギ・イザナミ両柱のカミが、現存する天地万物を、眼に見えるものも知覚できないものも、すべて生成された、とみる。あらゆる物およびあらゆる人は、カミ（神）から生まれたがゆえに、カミ（神）の性質をもち、潜在的にはそれぞれ一柱のカミ（神）であり、かつ、それ（一つの神）として承認されるにいたりうる。「留意すべきは、最高のカミ（神）ですらも全能または全知ではなく、それぞれのカミは、その『高貴な権威』（稜威^(みいづ)）から派生する力（神徳）をもつてゐることである」などと説いている。⁽⁴⁾

ちなみに、神道における神は、英語では、“Deity”と訳される場合が多い。例えば、ポンソンビは、「八百万の神々」

を “the Eight Hundred Myriads of Deities” と訳し⁽⁵⁾、「現人神」を “a Deity of visible men” と訳しており、また、エルベルも、「現御神」⁽⁶⁾とローマ字で紹介した後にその英訳を “Deity in human shape” ⁽⁷⁾と記している。なお、エルベルは、「神道」の英訳語についても、「最良の訳語は、けだし “The Divine way” (神聖な道) であろう」と記している。
しかし、神道における「神」の英訳語については、すでにメーンンが、「神若くは尊⁽⁸⁾の語を如何なる外国語に翻訳することも間違である」と説き、またウッダードも、「明確⁽⁹⁾を保つために、この語は英語に置き換えないほうがよい」と述べているように、私も、一つの単語による性急な英訳を考えず、「カミ」という日本語のままで臨むのが、最善の方法であると考える。

四、比較宗教的立場から見た神道の特質

神道の特質をより一層明確にするために、次に、比較宗教的観点に立つて若干の補足説明を加えておく。

第一の特質は、神道が特定の教祖・教義・教典などを持たないという点である。

神道は、まだ文字が存在しなかつた太古の時代に、「言挙げ」しないことを美德とした日本民族の遠い祖先の叡知が生み出したものであり、自然発生的なものであるから、特定の教祖もなく、特定の教義もなく、特定の教典もない。仏教やキリスト教や回教が創唱宗教といわれる所以である。しかし、このことの故に、神道が原始宗教であるかの如くに誤解されではならない。このことは、例えば、「不立文字、教外別伝」を唱えて、教義や教典にこだわらず、ひたすら白⁽¹⁰⁾の中に「仮性」を見出そうとする仏教の中の「禅」が、東洋のす

ぐれた精神文化であるとして、反つて今日の西洋人の間で高く評価されている事実と考え合わせると、自ずから明らかであろう。ちなみに、ヒンズー教も、特定の教祖・教義・教典を有せず、また、ユダヤ教も、旧約聖書という教典はあるが、創唱者は不明である。

第二の特質は、神道が汎神教であり、万有神教であり、それ故にまた神人同格教であるという点である。

神道の神が、天地を創造し、万物を主宰する全知全能の絶対者としての「ゴッド」ではなくて、宇宙のすべての物の中に宿る神靈または神性としての神であることについては、前に述べた。⁽¹¹⁾ この点で、一神教であり、神人懸隔教であるキリスト教やユダヤ教や回教とは根本的に異なる。

とはいって、キリスト教の教典である新約聖書をつぶさに読めば、唯にイエス・キリストのみならず、すべての人間が神の子であり、また、万物が神から出で、神の靈を受けている、と説かれている部分が少なくないことを知り得る。

例えば、「すべて神の御靈に導かれている者は、すなわち、神の子である。」（ローマ人への手紙八章一四節）「あなたがたは神の宮であつて、神の御靈が自分のうちに宿っていることを知らないのか。」（コリント人への第一の手紙三章一六節）「万物は、神からいで、神によつて成り、神に帰するのである。栄光がどこしえに神にあるように、アーメン。」（ローマ人への手紙一一章三六節）「神はわれわれひとりひとりから遠く離れておいでになるのではない。われわれは神のうちに生き、動き、存在しているからである。」（使徒行伝一七章二七・二八節）「神の戒めを守る人は、神により、神もまたその人にいます。そして、神がわたしたちのうちにいますことは、神がわたしたちに賜わった御靈によつて知るのである。」（ヨハネの第一の手紙三章二四節）などの言葉がそうである。⁽¹²⁾

それはさておき、他方、仏教もまた、神道と同じく、本質的には、汎神教なし万有神教であり、神人同格教であ

る。例えば、白隱禪師の坐禅和讃の冒頭の句に、「衆生本来仏なり。水と氷の如くにて、水を離れて氷なく、衆生の外に仏なし」とうたわれ、また、蘇東坡居士の句にも、「溪声は便すなわち是れ廣長舌。山色豈あとは清淨の身に非ざらんや」と説かれているように、山川草木・森羅万象のすべてが仏性しょうを具有し、仏の化身である、と捉えるのが仏教の世界観であり、いいかえれば、神觀である。

第三の特質は、神道が極めて包容力に富む宗教であるという点である。

これは、神道の神が唯一絶対の排他的な神でなく、「八百万の神々」を認めるものである点と密接な関係があると思われる。されば、上田賢治博士も、「もし、宗教における『神』を、論理の世界でいう『真理』と置き換えることが出来るとすれば、神道は、一元論ではなく、多元論の立場をとることになろう。その立場からすると、争いの場で、自己は常に、相対的な真理をしか保持してはいられない。従つて、自分が正しければ、相手は必ず間違つており、その故に、罪もまた、全面的に相手に帰せられるべきものだとする発想は、神道から出て來よう筈がないのである。現実は、妥協による調和、そして調和に基づく成長が、可能な理想型だということになる⁽¹³⁾」と説いている。

これに反して、例えば、キリスト教では、神がシナイ山でモーゼに示されたといいう啓示の中に、「あなたはわたしのほかに、なにものも神としてはならない。(中略) 上は天にあるもの、下は地にあるもの、また地の下の水のなかにあるものの、どんな形をも(像として) 造ってはならない。それにひれ伏してはならない。それに仕えてはならない。あなたの神、主であるわたしは、ねたむ神であるから、わたしを憎むものには、父の罪を子に報いて、三、四代に及ぼし、わたしを愛し、わたしの戒めを守るものには、恵みを施して千代に至るであろう」(旧約聖書・出エジプト記・二〇章・三一六節)と説いて、その一神教的排他性を露骨に表わしている。

また、回教でも、コーランの中に、「アッラーが一たび^{おとし}貶め給うた者は、もう誰一人これを尊敬してくれる者はない。アッラーは御心のままに、なに^ごともなしとげ給う。（中略）よし、信仰なき者どもには火（ゲヘナの火）で着物を作つて（着せてやり）頭の上から煮えたぎる熱湯をざあつとそそぎかけてやる。それで彼らの腹の中身も、皮膚という皮膚も全部どろどろに溶けてしまうであろう。その上、鉄の鉤杖^{かぎづえ}を喰わそう。苦しさのあまり這い出そうとすれば、そのたびに突き返される。『ええ、火あぶりの罰を充分味わうがよい』」（コーラン・一二二章・一九一一節）と説いて、恐ろしいまでに復讐心に満ちた排他性を露呈¹⁴⁾している。

なお、神道に限らず、一般に、儒教・仏教・道教などに代表される東洋の精神文化は、西洋のそれが排他的・独善的であるのに対し、包容力に富むということができる。

第四の特質は、神道が極めて現実的宗教であり、超宗教的性格を有するという点である。

神道が現実の生活を豊かならしめんとする生成発展の原理であることは、前にも述べた。「天国」「神の国」「極楽」というような「理想世界」を「現世」の外（多くは死後）に求め、それに憧れるという傾向は、文明的宗教といわれる仏教・キリスト教・回教等に共通して見られる現象であるが、神道では、記紀の神話に出てくる「高天原」も現世以上の価値を与えられてはおらず、「黄泉の国」の如きは暗く汚なく忌むべき所として描かれている。かくして、神道は、偉大なる現世肯定の教えであり、従つて、宗教というよりも、道徳もしくは生活原理と呼ぶにふさわしい内容を持つてゐる。神道が「宗教臭くない宗教」または「超宗教的宗教」といわれる所以である。

ちなみに、平井直房教授は、古神道に関して、高天原—中津国—黄泉の垂直的三元的（東北アジア的）世界觀と現世と常世^{とこよ}という水平的（東南アジア的）世界觀の一一種の異質的世界觀が神道の中に並存していることを紹介した後で、

「こうした世界観にもかかわらず、古神道は、現世以外に優越した世界を考えていない」⁽¹⁵⁾と説き、また神道思想家葦津珍彦氏は、「アメリカ人は教育勅語を神道の宗教的聖典であると認めたが、客観的に見てこの見解は当っている」と説いているが、いざれも極めて参考に値する説明だと思う。

第五の特質は、神道が血縁や地縁を基礎とした集団的乃至国家的性格を強く持つという点である。

古くから農耕生活を集団で営んできた日本では、同族社会（血縁社会）の大族長（大氏上）を祀る氏神神社やその土地（地縁社会）の守護神を祀る産土神社を中心に、五穀の豊饒を祈願する春祭り、その収穫を感謝する秋祭り等を集団で（村落共同体として）行なってきた。今も各地に残る「氏神さま」の信仰や祭祀が、それである。

殊に、戸田博士も強調しているように、「日本列島の地理的孤立と同質社会」⁽¹⁷⁾によつて、早くから同質的な民族国家を形成してきた日本では、歴代の天皇（皇室）により、神道が、最も純粹な形で伝持され、かつ、国家生活を支える精神的・宗教的基盤としての役割を果してきた。この点に関しては、次に「伝統的国体法と祭政一致」と題する項を設け、改めて論ずることとする。

五、伝統的国体法と祭政一致

日本では、肇國（天孫降臨）以来、神道が常に国家生活の根底にあり、国家の精神的基盤として機能してきた。すなわち、高天原をしろしめ給うた天照大神ご自身が神々に対する祭祀を執り行わせ給うたことが記紀の神話にも見えており、また、天孫降臨の際にも、宝祚無窮の神勅や神鏡奉斎の神勅や神穀奉斎の神勅などと共に、高皇產靈尊の神

勅として、「吾は天津神籬及び天津磐境を起し樹てて、^{まさに}當に吾孫の為に斎ひ奉らむ。汝、天兒屋命・太玉命は、天津神籬を持ちて、葦原中國に降りて、亦吾孫の為に斎ひ奉れ⁽¹⁸⁾」とのお言葉が下つたことが日本書紀に記されている。

また、日本書紀によれば、神武天皇は、即位後四年の春二月、靈時を鳥見山（今の桜井市外山にある鳥見山）の中に立てて、天神を祭り、天神の神靈が「朕が躬を光し助けたまへ」ることを感謝し、「大孝⁽¹⁹⁾を申べたまふ」た。旧事本紀には、この時のご祭神として、大日靈尊（天照大神の別名）、高皇產靈尊、神皇產靈尊をはじめ、八神の名を記し、宮中における八神殿の起原としている。この他、神武天皇は、宮中に八咫鏡を奉斎し、^{とび}部靈の剣や倭大国魂神をも併せ祭られ、これらの祭祀には、天兒屋命の子孫である中臣氏や太玉命の子孫である忌部氏が奉仕した。

第一〇代崇神天皇は、それまでの「同床共殿」の慣習を破つて、皇女豊鍬入姫命に託して、天照大神の御靈（八咫鏡）の鎮ませ給う処を探し求められ、結局、第一一代垂仁天皇の御代に、皇女倭姫命の手により、伊勢の五十鈴川のかわのほとりの川上に落着させ給うた。これが今日の伊勢の内宮である。その後、さらに、第二一代雄略天皇の一二二年、天照大神のお告げによつて、丹波国真奈井の原から豊受大神をその御饌都神として迎え、外宮に奉斎した。

第一二代景行天皇の御代、それまで神鏡と共に伊勢に鎮まっていた草薙劍が日本武尊の東征の時に神宮を出て尾張の熱田に留まり、熱田神宮の祭神となつた。また、神功皇后（第一四代仲哀天皇の皇后）は、三韓征伐で神助を蒙つた神々を祭るため、住吉大社、広田神社、生田神社、長田神社等を創建され、かつ、宗像神社を崇敬された。

第三五代皇極天皇の四年（西暦六四五五年）六月、蘇我氏は滅亡し、直ちに孝德天皇が即位、中大兄皇子が皇太子となられ、初めて年号を大化と定められ、「大化の革新」が断行された。大化元年の七月、蘇我石川麻呂大臣の「先ず以て神祇を祭ひ鎮めて、然して後に政事を議るべし」との奏に従い、尾張・美濃両国に供神の幣を課し、八月には東

国の国司を召して「天神の奉け寄せたまひし隨に、方に今始めて萬國を修めんとす」との詔が発せられ、翌二年二月の詔には「明神御宇日本倭根子天皇」という語が見え、翌三年四月の詔にも「惟神も我が子治さむと故寄させき。是を以て天地の初より君臨す國なり」と仰せられている。このように、大化の革新の根底には神道があり、祭政一致の精神が存した。

大化の革新後、中央集権的な国家体制が整備され、律令制度が敷かれた。わが国における律令の制定は、近江律令に始まり、天武律令、大宝律令、養老律令と相次いだが、今日伝わる養老律令によれば、中央に太政官とは別個に神祇官が設けられ、その長官を伯といい、これが神々に対する国家的祭祀や全国の神職及び神領の住民の管理などの神社行政を統轄した。神祇官を太政官から独立せしめたこのような制度は、唐の官制には全くなかつたもので、ここにも祭政一致を立国の大本とする日本独自の姿がうかがわれ得る。

第六〇代醍醐天皇の延長五年（九二七年）に施行された「神祇式」によれば、その神名帳（巻九・一〇）の中に登載されている「座」即ち祭神の数は三二三二座、「処」即ち神社の数は二八六一処であった。これらはすべて祈年祭に奉幣に預かる神社であり、このうち、中央の神祇官が直接幣帛を奉るものを官幣社といい、七三七座、五七三処、地方の国司が幣帛を奉るものを国幣社といい、二三九五座、二二八八処であった。そして、官・国幣社ともに大社と小社の一階級に分かれ、例えば、官幣大社は、三〇四座・一九八処で、祈年のはか、月次^{つきなみ}・新嘗等四度の祭祀に官幣を受け、とりわけ、七一座は、相嘗祭にも官幣に預かつた。

この神祇式に登載されている「式内社」とは別に、伊勢神宮（内外宮）・石清水八幡宮・賀茂明神（上下）の「三社」に対しても、平安朝時代に朝廷の尊崇が特に篤く、特別な奉幣使を遣わされる慣例となっていた。この三社に加

えて、松尾・平野・稻荷・春日・大原野・大神・石上・大倭・広瀬・竜田・住吉・丹生・貴布禰・吉田・広田・北野・梅宮・祇園・日吉の各社に対しても、朝廷の尊崇が篤く、一般的の神社に優先して、特別の奉幣が捧げられた。この二十二社奉幣の慣行は、応仁の乱による廃絶まで続き、その後も名称だけは残つて特別の社格と考えられ、幕末（第一二一代孝明天皇の御代）には再び復活した。

以上、皇室と神道との関係について、特に重要な点につき、その一部を紹介したが、その詳説は、拙著・前掲『天皇と憲法』一七八頁以下に所収の「神道の憲法史的考察」にゆずる。

ともあれ、神道は、歴代の天皇及び皇室により、最も純粋な形で連綿と保持されてきた。天皇は、皇祖天照大神と、単に血統的に一系であるだけでなく、剣璽渡御の儀・大嘗祭・神宮祭祀・宮中祭祀等々を通じて、靈的にも一系である。そこに「万世一系」の眞の意味があり、同時に、天皇が古来「現御神」または「現人神」と称された所以がある。

歴代の天皇は、たとえ私人としては仏教に帰依された場合でも、公人（すめらみこと）としては、順徳天皇の『禁秘抄』の中にも記されている通り、常に神事を先にし、祭祀を重んじ、天神地祇に対する「国安かれ、民安かれ」と祈念し給い、その基礎の上に立つて政治をきこしめされてきた。

「政」が「まつりごと（祭事）」と読まれることからもわかるように、「祭政一致」こそは、建国以来、否、肇國以来のわが立国の大本である。明治三年の「神靈鎮祭の勅語」の中に、「大祖の業を創^{はじ}むるや、神明を崇敬し、蒼生を愛撫す。祭政一致、由來する所遠し」と仰せられているのは、史実の歪曲でも、誇張でもなく、正しく史実そのものであったのである。

最後に、二人の著名な学者の言を引用して、本稿を閉じることとする。

先ず、佐藤通次博士は、その著『神道哲理』（昭和五七年・一〇一頁）の中で、「天の道（筆者注・漢民族が理想とした道）に史実的具体性が付与され、歴史的な重みと威厳とを以て展開せるものこそ、日本の『神の道』である。すなはち、日本国は超越境なる『高天原』が、そのまま中つ国に降臨せる境であり、高天原を知るしめす大神の御生命が、歴代の当たう今ぎんの天皇として国土に君臨されるといふ伝承を、そのままに現実に形態化してゐるのである」と説いている。

次に、谷省吾教授（現皇學館大學學長）は、その著『神道原論』（昭和五九年・三頁）の中で、「神道は、國家日本と不可分のものである。神道は国家と共に發展し、國家と運命を共にしつゝ、鍛へられ、洗煉せられ、その輝きを發してきた。天皇は、年中の祭祀を嚴修しつゝ、神の道のまゝに政治に臨ませられ、然るべき全国の神社が國家の幣帛をお受けになる——隆替はありはしたけれども、それが古代以来の日本の伝統的なすがたであり、またさうでなければならぬ当然のすがたとされてきた」と説いている。

共に、「日本の伝統的国体法と神道との関係」に関するすぐれた論断であると思う。敢えて、ここに紹介した次第である。

注

(1) 日本の伝統的国体法に関する詳述は、拙著『日本憲法大綱』（再改訂増補・昭和六二年・嵯峨野書院発行・三一頁以下）の第二編「日本の伝統的国体法」にゆづる。なお、関連した論文として、拙稿「『現人神』天皇論考」（『産大法学』一七卷四号・昭和五九年三月・一頁以下）、拙稿「我が國体に反する國民主權の原理」（『憲法研究』五号・昭和四二年・五五頁以下）、拙稿「日英君主制の比較憲法的考察」（『産大法学』一一卷二・三合併号・昭和五二年一二月・三九頁以下）などがある（以上の論文は、いづれも拙著『天皇と憲法』昭和六〇年・皇學館大學出版部発行・三頁以下・六六頁以下・

一一一〇頁以下に収録されている)。

- (2) 参考までに、神道に関する若干の他の定義を紹介すると、小野祖教博士は「日本民族古来の伝統に従つて、天照大御神を最高至貴の神として崇敬し、天神地祇八百万の神と祖先とを祭祀し、神々の御心に仕へる精神を以つて社会に奉仕し、天皇に表現される大和の精神を以つて祖国の発展を祈り、世界人類の幸福を願つてやまない生活をすること」(『神道の基礎知識と基礎問題』昭和三九年・七八〇頁)と説き、戸田義雄博士は「日本語で云う『神』と、人との融一を中心とする生活活動である」(『神社神道』の宗教学的定義)・神道宗教特集号・三七号・昭和三九年・四二〇頁)と説き、また終戦直後GHQの民間情報教育局宗教課スタッフとして占領軍の宗教政策の実施に当つたウィリアム・P・ウッダード氏は「人間のなかにも自然のなかにもどこにでも存在すると信じられている靈的な実体、力ないし資質をさす『神』にかんして、日本人が有する信仰と習慣の集積である」(W・P・ウッダード著、阿部美哉訳『天皇と神道』昭和六二年・七頁)と説いている。

- (3) J・W・T・メーソン著、今岡信一良訳『神ながらの道』昭和五五年複刻版、五九一—六三頁参照。
- (4) ジュアン・エルベル著、神社本庁邦訳出版『神道—日本の源泉』昭和四五年、一三一・一九頁参照。
- (5) Richard Psonby-Fane, "Studies in Shinto and Shrines", 1962, pp. 2, 40.
- (6) Jean Herbert, "Shinto—The Fountainhead of Japan", 1967, p. 390.
- (7) エルベル著・神社本庁邦訳出版、前掲書、一一一頁。
- (8) メーソン著・今岡信一良訳『神道神話の精神』昭和一五年、五頁。
- (9) ウッダード著・阿部訳、前掲書、七頁。
- (10) この点に関しては、拙著・前掲『天皇と憲法』の一六頁以下に所収の「『神』観念の比較宗教的考察」や同書一一〇六頁以下に所収の「比較宗教的立場から見た神道の特質」の項を併せて参照せられたい。
- (11) 神道をアニミズム(万物に靈魂が宿るとする原始神仰、物神論、万有靈魂説)と同一視する向きもあるが、上田博士も言うように、「アニミズムでは、靈と分離された『物』が生命なきモノとして、捉えられている」という点で、両者は本質的に異なる。上田賢治『神道神学』昭和六一年・六〇頁参照。
- (12) 聖書の引用文はすべて、日本聖書協会発行『聖書』昭和五六六年版に拠る。以下も同じ。

- (13) 上田・前掲書・一五〇頁。
- (14) コーランの引用文は、岩波文庫『コーラン』中・井筒俊彦訳・昭和四四年版に拠る。
- (15) 岸本英夫編『世界の宗教』昭和六〇年・二〇九頁参照。
- (16) 葦津珍彦『近代政治と良心問題』昭和三〇年・九〇頁。
- (17) 戸田義雄『宗教の世界』昭和五七年・四四一四六頁参照。
- (18) 小森義峯編『日本憲法資料選』増補版・昭和五七年・九頁に拠る。
- (19) 宮東斎臣編『先代旧事本紀大成経』昭和五六六年・三二一頁参照。